

規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月三十日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則一三―五九

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十三号の二中「後八週間」を「以後一年」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。